

## 開発条例改正(案)一覧表

	項目	改正後の内容	改正前の内容	関連法規
(1)事務手続きの改善				
1	事前協議対象事業	・中高層建築物・ワンルーム建築物又は特定用途建築物の新築及び改築。	・中高層建築物・ワンルーム建築物又は特定用途建築物の新築。	条例第2条第1項第11号エ(追加)
2	大規模開発事業届出	・敷地面積3,000平方メートル以上 ・50戸以上の集合住宅 ・床面積1,000平方メートル以上の特定用途建築物(緩和措置) ・街づくり条例第34条第1項に規定する調停の申し出がなかったものは届出の対象外とする。	・敷地面積3,000平方メートル以上 ・50戸以上の集合住宅 ・床面積1,000平方メートル以上の特定用途建築物	条例第6条第1項(修正)
(2)施設整備の基準				
1	公園設置	・事業区域3,000平方メートル以上 公園及び緑地設置	・事業区域3,000平方メートル以上 公園設置	条例第18条別表1 2公園、緑地又は広場(1)ア(修正) 条例第42条第1項第2号(修正)
2	排水施設(雨水)	・「下水道施設計画・設計指針と解説」(公益社団法人日本下水道協会発行)に基づき行うこと。 ・流山市雨水浸透施設設計指針の順守	・「下水道施設計画・設計指針と解説」(公益社団法人日本下水道協会発行)に基づき行うこと。	整備基準 4)排水施設ア(ア)(修正)
3	景観協定の締結	・事業区域3,000平方メートル以上 ・建築基準法第69条に規定する建築協定及び景観法第81条に規定する景観協定の締結に努める。	・事業区域3,000平方メートル以上 ・建築基準法第69条に規定する建築協定の締結に努める。	条例第23条第1項(修正)
4	道路	・路床の設計CBRは3パーセント以上	・6メートル未満 $K30 \leq 15\text{kg/cm}^3$ 、6メートル以上 $K30 \leq 20\text{kg/cm}^3$ の路盤支持力(K値)	整備基準 3)公共施設(1)道路セ(修正)

開発条例改正(案)一覧表

	項目	改正後の内容	改正前の内容	関連法規
5	自動車駐車場施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化区域</li> <li>・敷地面積1,000平方メートル未満</li> <li>・近隣商業地域・商業地域 50パーセント</li> <li>・その他地域 70パーセント</li> <li>・敷地面積1,000平方メートル以上</li> <li>・近隣商業地域・商業地域 70パーセント</li> <li>・その他地域 100パーセント</li> </ul> (緩和措置) ・グリーンチェーン認定レベル1以上取得 20パーセント緩和(敷地面積3,000平方メートル以上 レベル2以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化区域</li> <li>・敷地面積1,000平方メートル未満</li> <li>・近隣商業地域・商業地域 50パーセント</li> <li>・その他地域 70パーセント</li> <li>・敷地面積1,000平方メートル以上</li> <li>・近隣商業地域・商業地域 70パーセント</li> <li>・その他地域 100パーセント</li> </ul>	施行規則第20条別表第5 4自動車駐車場施設の基準(1) 別表第10(修正)
6	緑化の基準	・建築基準法第53条の緩和は含まない		施行規則第21条別表第6 1緑化の基準(1) 別表第12(修正)
(3) 良好な住環境				
1	予定建築物の敷地面積の最低限度	・市街化調整区域 1区画300平方メートル	・市街化調整区域 1区画165平方メートル	条例第43条第1項第2号(修正)